

山陽小野田都市計画道路の 変更（案）

令和8年2月19日 木曜日
山陽小野田市 都市計画課

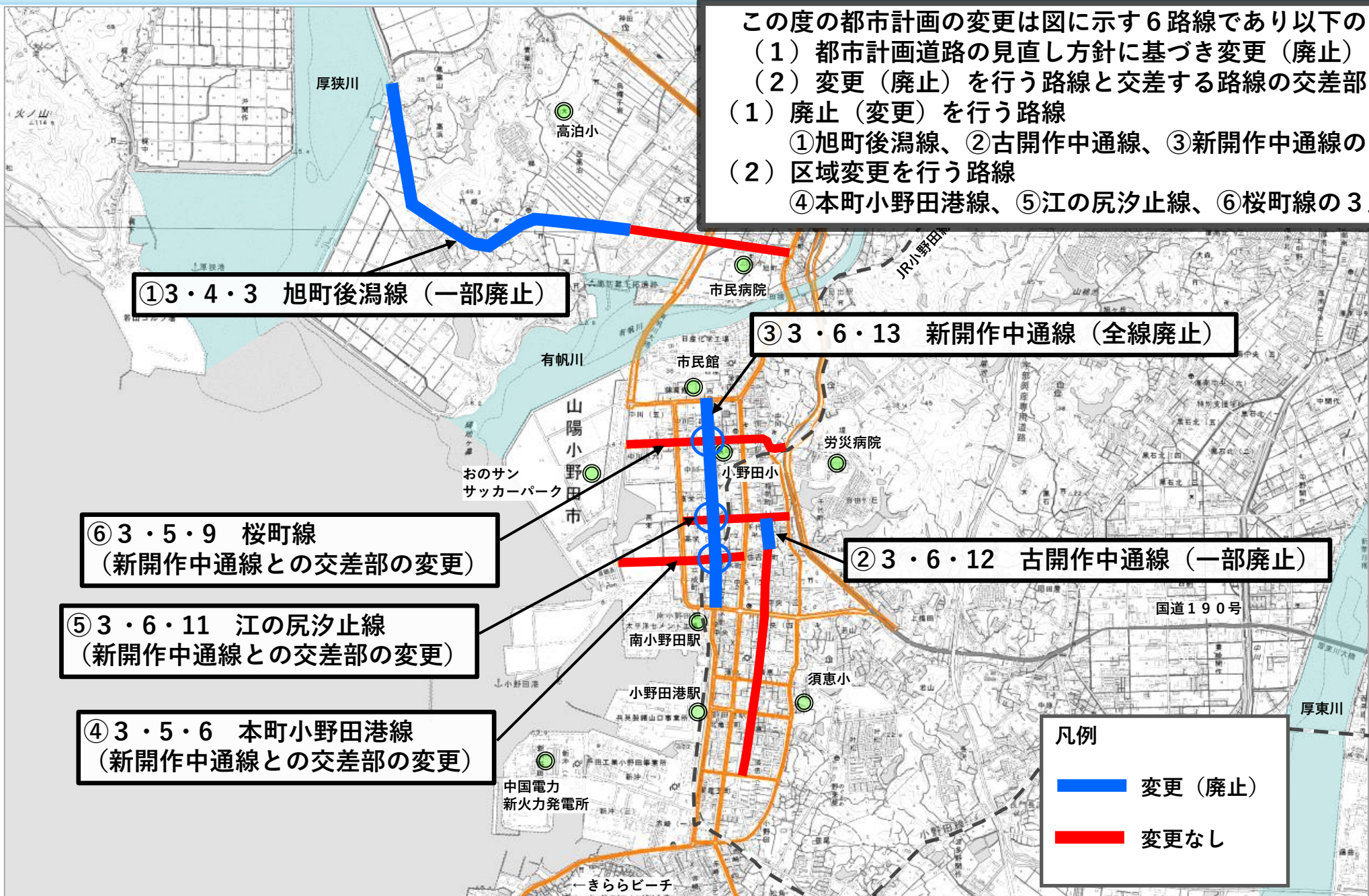
○都市計画道路の変更（小野田、高千帆地域）

この度の都市計画の変更は図に示す6路線であり以下の2つに分類される。

- (1) 都市計画道路の見直し方針に基づき変更（廃止）を行う路線（3路線）
- (2) 変更（廃止）を行う路線と交差する路線の交差部の区域変更（3路線）

(1) 廃止（変更）を行う路線
①旭町後潟線、②古開作中通線、③新開作中通線の3路線

(2) 区域変更を行う路線
④本町小野田港線、⑤江の尻汐止線、⑥桜町線の3路線



① 3・4・3 旭町後潟線（一部廃止）

③ 3・6・13 新開作中通線（全線廃止）

⑥ 3・5・9 桜町線
（新開作中通線との交差部の変更）

② 3・6・12 古開作中通線（一部廃止）

⑤ 3・6・11 江の尻汐止線
（新開作中通線との交差部の変更）

④ 3・5・6 本町小野田港線
（新開作中通線との交差部の変更）

凡例
■ 変更（廃止）
■ 変更なし

○本日の説明内容

1.都市計画とは

2.山陽小野田市都市計画道路見直し方針について

3.今回の変更（廃止）路線について

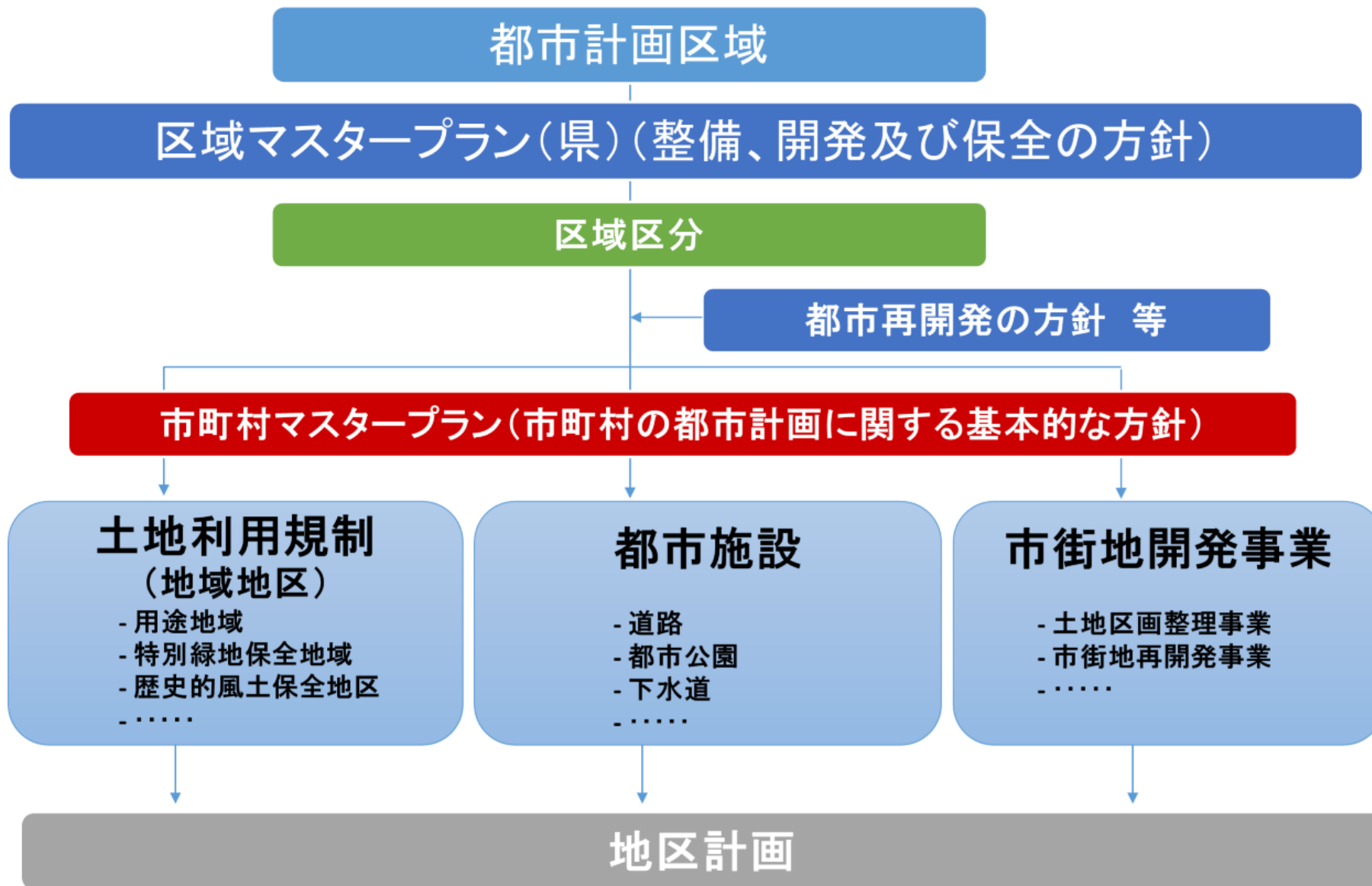
4.変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

5.今後のスケジュールについて

1 都市計画とは

1 都市計画とは

都市計画制度の構造



1 都市計画とは

区域区分

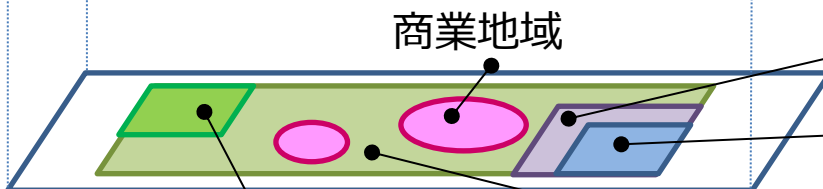
都市計画区域



- 市街化区域
- 市街化調整区域

地域地区

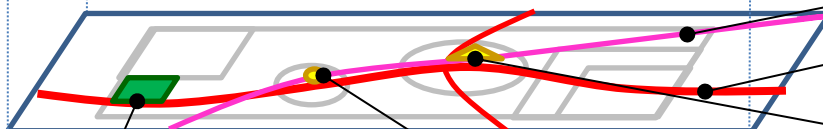
【例：用途地域】



- 商業地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準工業地域
- 工業地域

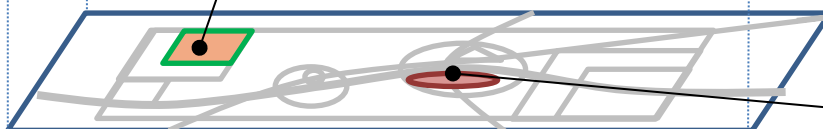
都市施設

市街地開発事業



- 公園
- 地区計画
- 市街地再開発事業
- 鉄道
- 道路
- 土地区画整理事業

地区計画

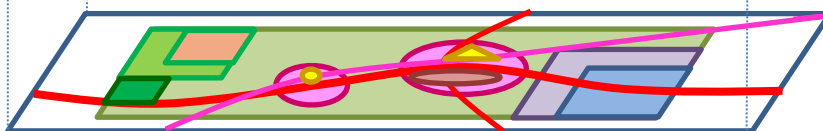


- 地区計画

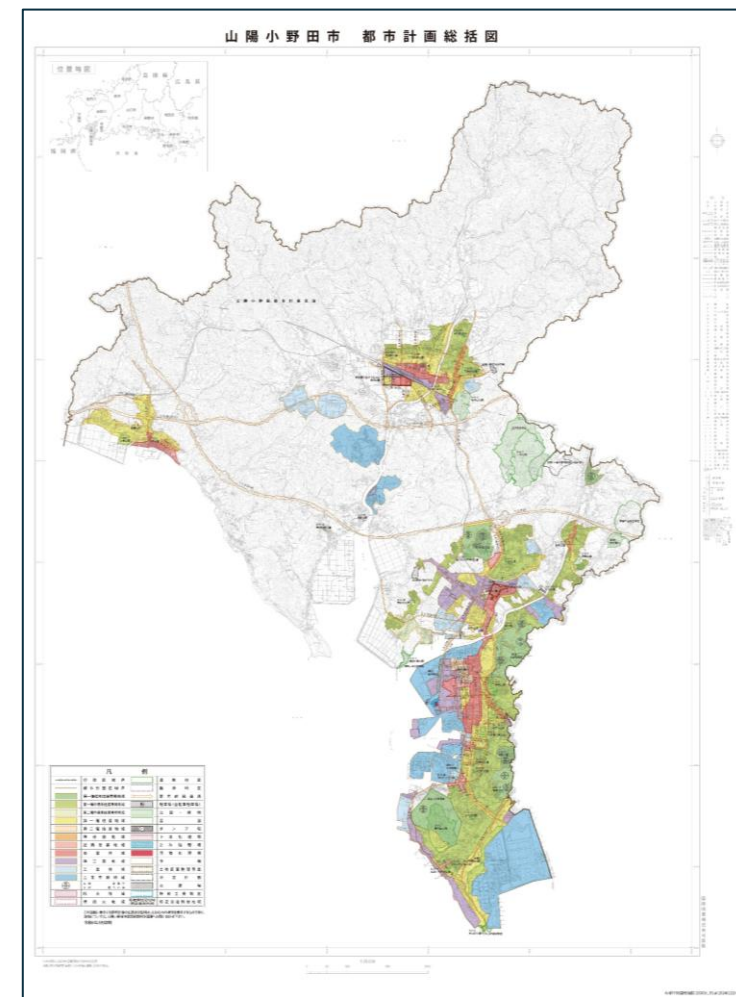
都市全体の

計画の見取り図

都市計画区域



山陽小野田市都市計画総括図



1 都市計画とは

都市施設とは

(都市計画運用指針より)
都市施設は円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設

●山陽小野田都市計画 代表的な都市施設 (R8.1時点)

道 路

計画決定延長
93,130m

ごみ焼却場

計画決定面積
18,100m²

公 園

計画決定面積
328.29ha

汚物処理場

計画決定面積
8,600m²

下 水 道

計画決定面積
(排水区域 汚水)
1,211ha

火葬場

計画決定面積
15,900m²



2. 山陽小野田市都市計画道路 見直し方針について

2 都市計画道路見直し方針について（背景）

- 都市計画道路は、都市の将来像を踏まえ都市全体のネットワークの将来の姿として定められている。
しかしながら、**山陽小野田市の都市計画道路の約60%については未だ整備が完了しておらず、計画決定から30年以上を経過した路線も多く存在。**
- 都市計画道路の多くは、高度経済成長期の都市への人口集中、都市の拡大を前提とした計画となっており、近年の人口減少や経済活動の低迷、コンパクトな市街地形成への要求など **社会経済情勢が大きく変化する中で、その必要性に変化。**
- また、都市計画道路は整備を前提に計画決定されるものであり、**都市計画道路の区域内には建築制限が課せられるため、**建築制限が長期にわたりかけ続けられることとなる。
- 制限が民間開発への障害となることや、都市計画についての信頼性を低下させるなど多くの問題が指摘されている。

2 都市計画道路見直し方針について（基本的な方針）

1 見直しの基本的な考え方

本市の将来都市像、都市構造を踏まえた上で、都市計画道路の必要性の評価、検討を実施するための基本的な考え方として、以下に示す点に留意して、見直し方針を策定した。

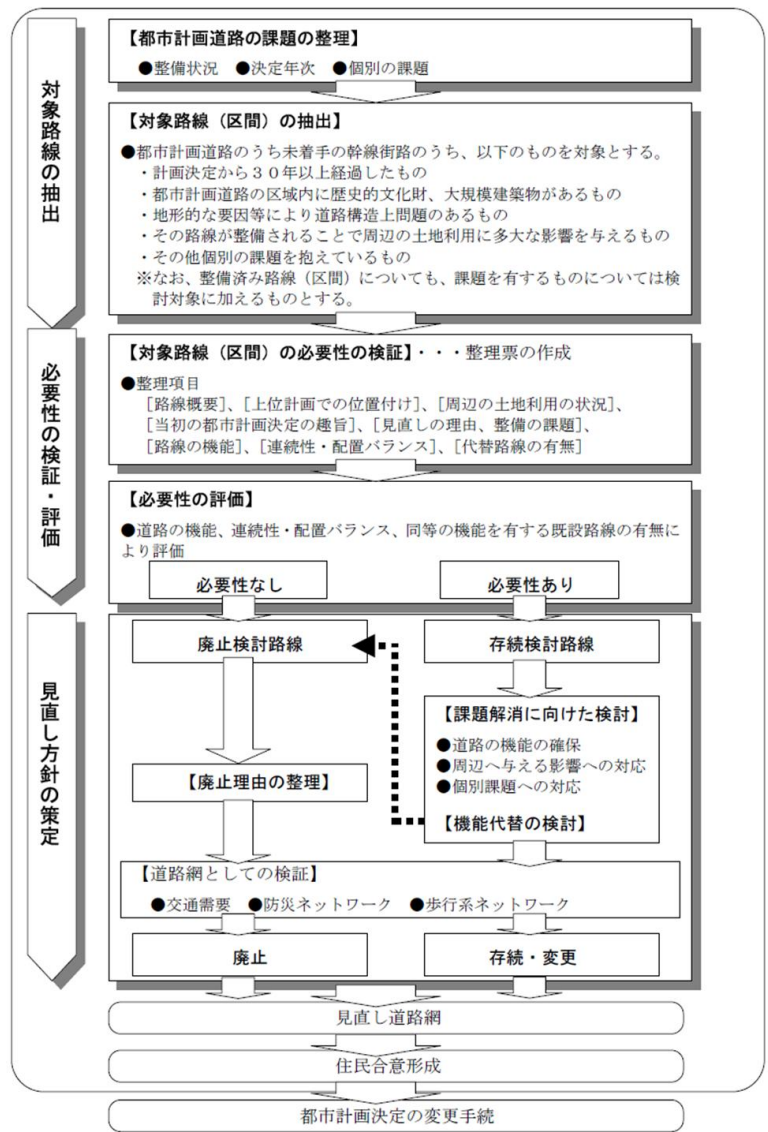
山陽小野田市都市計画道路の見直し方針策定（R6.9）



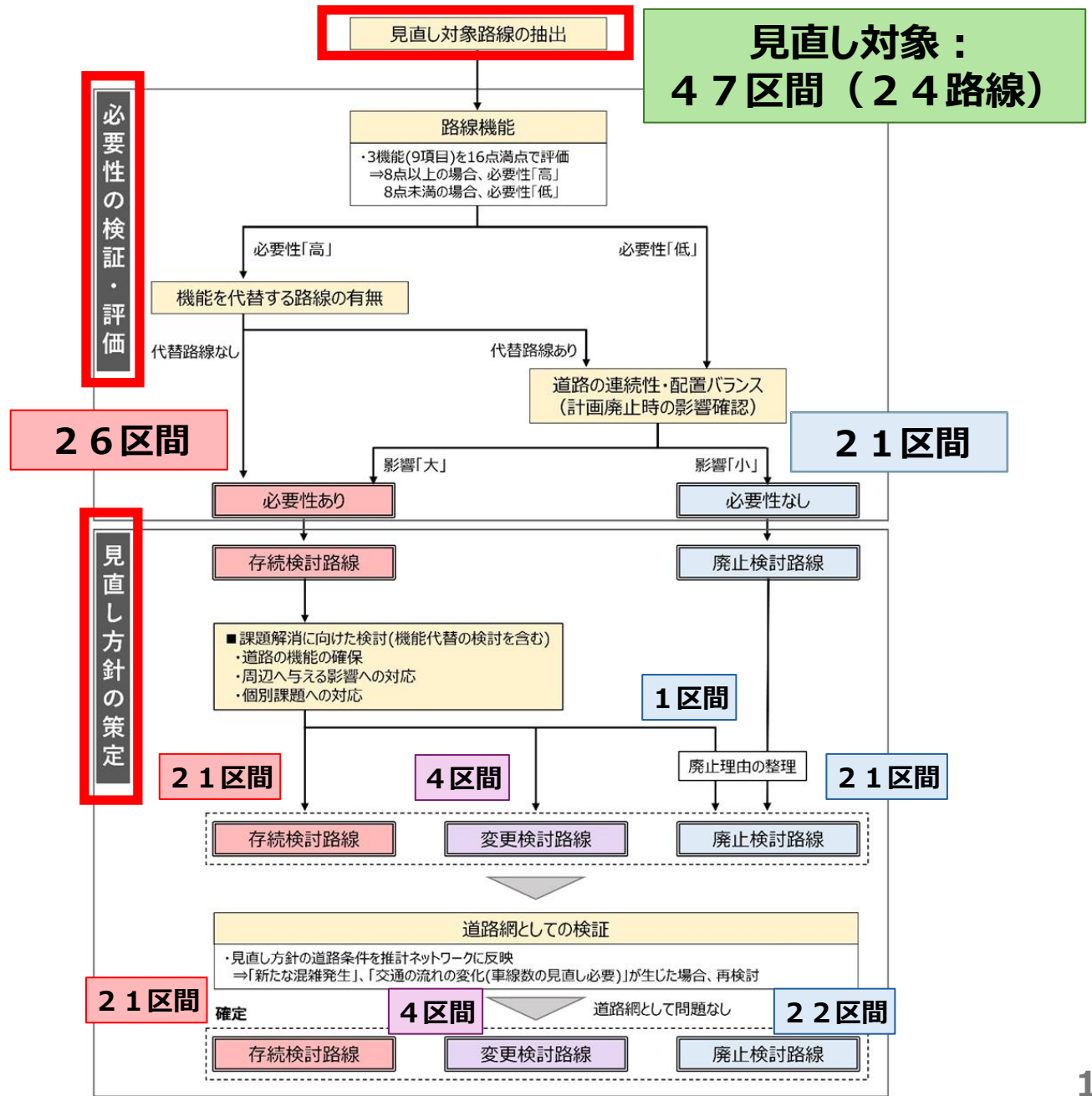
- （1）都市計画道路の見直し基本方針（山口県）との整合**
- （2）上位計画・関連計画との整合**
- （3）見直しの実施主体との調整**
- （4）住民への情報提供と合意形成（パブコメ、説明会）**

2 都市計画道路見直し方針について（実施フロー）

2 見直し実施フロー



山口県都市計画道路の見直し基本方針より



2 都市計画道路見直し方針について（見直し案）

3 見直し方針

区分	路線番号	路線名称	検討区間番号	計画延長(m)	計画幅員(m)	計画車線数	現道の有無	整備状況	見直し方針
3	3	達坂大道畑線	①-1	1,500	25	4	有	概成済	存続
			①-2	1,700	25	4	有	概成済	存続
			①-3	2,540	25	4	有	概成済	存続
3	4	西見峠下村線	②-1	800	16	2	有	概成済	存続
			②-2	1,810	18	2	有	概成済	存続
3	4	中央通線	③-1	620	16	2	有(一部)	概成未済	存続
			③-2	410	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	峠山川線	④-1	740	16	2	無	概成未済	廃止
			④-2	2,310	16	2	有(一部)	概成未済	存続
			④-3	1,000	16	2	有	概成済	存続
			④-4	230	16	2	有	概成済	廃止
3	4	大知田野中線	⑤-1	990	16	2	無	概成未済	存続
			⑤-2	300	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	大沖下野田線	⑥-1	390	16	2	無	概成未済	廃止
			⑥-2	650	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	上河原印行線	⑦-1	630	16	2	無	概成未済	廃止
			⑦-2	800	16	2	有(一部)	概成未済	廃止
3	4	殿町野中線	⑧	620	16	2	無	概成未済	存続
3	3	大道畑西系根線	⑨-1	2,200	25	4	有	概成済	存続
			⑨-2	2,090	25	4	有	概成済	存続
3	4	沖代西系根線	⑩-1	1,480	17	2	無	概成未済	存続
			⑩-2	430	17	2	有	概成済	存続
			⑩-3	340	17	2	無	概成未済	存続
3	4	大久保吉田地線	⑪-1	120	17	2	有	概成未済	存続
			⑪-2	630	17	2	有	概成未済	存続
			⑪-3	850	17	2	有	概成未済	廃止
3	3	丸河内烏帽子岩線	⑫	2,050	24	4	有	概成済	存続
3	4	旭町後湯線	⑬-1	570	16	2	有	概成済	廃止
			⑬-2	1,870	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	新開作二軒屋線	⑭	590	16	2	有	概成済	存続
3	5	本町小野田港線	⑮-1	410	15	2	有	概成未済	廃止
			⑮-2	440	15	2	無	概成未済	廃止
3	5	小野田浜恵線	⑯	1,800	15	2	有	概成済	存続
3	6	江の尻汐止線	⑰-1	290	11	2	有	概成未済	変更
			⑰-2	420	11	2	有	概成未済	変更
3	6	古開作中通線	⑱	220	9	2	有	概成未済	廃止
3	6	新開作中通線	⑲	1,340	8	2	有(一部)	概成未済	廃止
3	6	若山通線	⑳	500	8	2	有	概成未済	廃止
3	6	野末見線	㉑	130	8	2	無	概成未済	変更
			㉒-1	1,010	8	2	有	概成済	廃止
3	6	電王山西線	㉒-2	190	8	2	有	概成済	廃止
			㉓-1	650	11	2	有	概成未済	廃止
3	6	本山線	㉓-2	1,470	8	2	有	概成未済	廃止
			㉓-3	370	8	2	有	概成済	廃止
			㉓-4	1,100	8	2	有	概成未済	廃止
			㉔-1	1,100	25	4	有	概成済	存続
3	3	日の出千崎線	㉔-2	1,010	25	4	有	概成済	変更

見直し対象の24路線47区間（43.71km）について、見直し検討フローに基づく評価・検証を実施したところ、「**存続**」が21区間（26.72km）、**「変更」**が4区間（1.85km）、**「廃止」**が22区間（15.14km）となった。



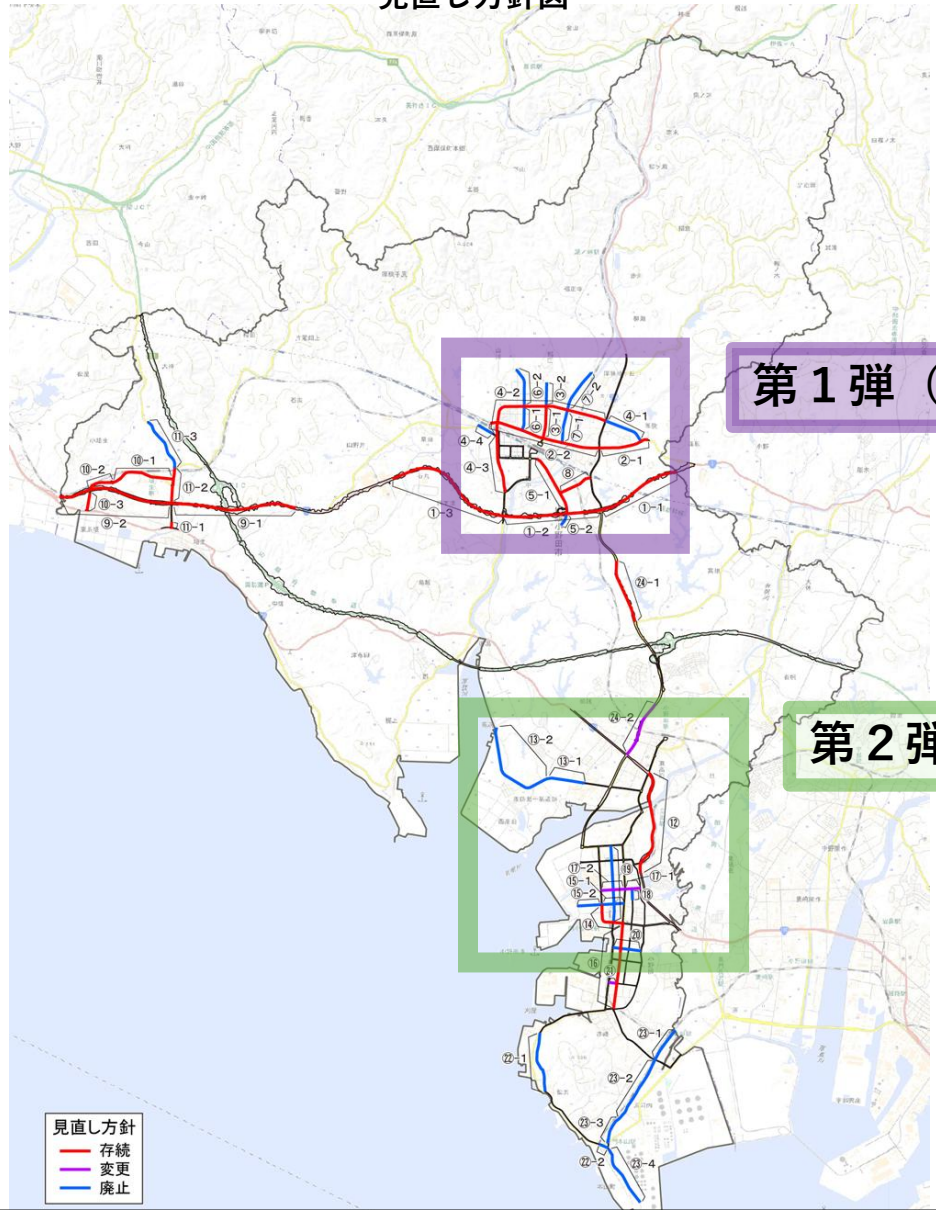
3. 今回の変更（廃止）路線について

3. 今回の変更（廃止） 予定路線について

見直し方針

区分	路線番号		路線名称	検討区間 番号	計画延長 (m)	計画幅員 (m)	計画 車線数	現道の 有無	整備状況	見直し 方針
	規模	番号								
3	3	22	逢坂大道畑線	①-1	1,500	25	4	有	概成済	存続
				①-2	1,700	25	4	有	概成済	存続
				①-3	2,540	25	4	有	概成済	存続
3	4	23	西見峠下村線	②-1	800	16	2	有	概成済	存続
				②-2	1,810	18	2	有	概成済	存続
3	4	24	中央通線	③-1	620	16	2	有(一部)	概成未済	存続
				③-2	410	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	25	峠山川線	④-1	740	16	2	無	概成未済	廃止
				④-2	2,310	16	2	有(一部)	概成未済	存続
				④-3	1,000	16	2	有	概成済	存続
				④-4	230	16	2	有	概成済	廃止
3	4	29	大知田野中線	⑤-1	990	16	2	無	概成未済	存続
				⑤-2	300	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	30	大沖下野田線	⑥-1	390	16	2	無	概成未済	廃止
				⑥-2	650	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	31	上河原印行線	⑦-1	630	16	2	無	概成未済	廃止
				⑦-2	800	16	2	有(一部)	概成未済	廃止
3	4	32	殿町野中線	⑧	620	16	2	無	概成未済	存続
3	3	33	大道畑西系根線	⑨-1	2,200	25	4	有	概成済	存続
				⑨-2	2,090	25	4	有	概成済	存続
3	4	34	沖代西系根線	⑩-1	1,480	17	2	無	概成未済	存続
				⑩-2	430	17	2	有	概成済	存続
				⑩-3	340	17	2	無	概成未済	存続
3	4	36	大久保吉田地線	⑪-1	120	17	2	有	概成未済	存続
				⑪-2	630	17	2	有	概成未済	存続
				⑪-3	850	17	2	有	概成未済	廃止
3	3	1	丸河内鳥帽子岩線	⑫	2,050	24	4	有	概成済	存続
3	4	3	旭町後湯線	⑬-1	570	16	2	有	概成済	廃止
				⑬-2	1,870	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	4	新開作二軒屋線	⑭	590	16	2	有	概成済	存続
3	5	6	本町小野田港線	⑮-1	410	15	2	有	概成未済	廃止
				⑮-2	440	15	2	無	概成未済	廃止
3	5	7	小野田須恵線	⑯	1,800	15	2	有	概成済	存続
3	6	11	江の尻止線	⑰-1	290	11	2	有	概成未済	変更
				⑰-2	420	11	2	有	概成未済	変更
3	6	12	古開作中通線	⑱	220	9	2	有	概成未済	廃止
3	6	13	新開作中通線	⑲	1,340	8	2	有(一部)	概成未済	廃止
3	6	14	若山通線	⑳	500	8	2	有	概成未済	廃止
3	6	15	野来見線	㉑	130	8	2	無	概成未済	変更
3	6	16	竜王山西線	㉒-1	1,010	8	2	有	概成済	廃止
				㉒-2	190	8	2	有	概成済	廃止
3	6	17	本山線	㉓-1	650	11	2	有	概成未済	廃止
				㉓-2	1,470	8	2	有	概成未済	廃止
				㉓-3	370	8	2	有	概成済	廃止
				㉓-4	1,100	8	2	有	概成未済	廃止
3	3	19	日の出千崎線	㉔-1	1,100	25	4	有	概成済	存続
				㉔-2	1,010	25	4	有	概成済	変更

見直し方針図



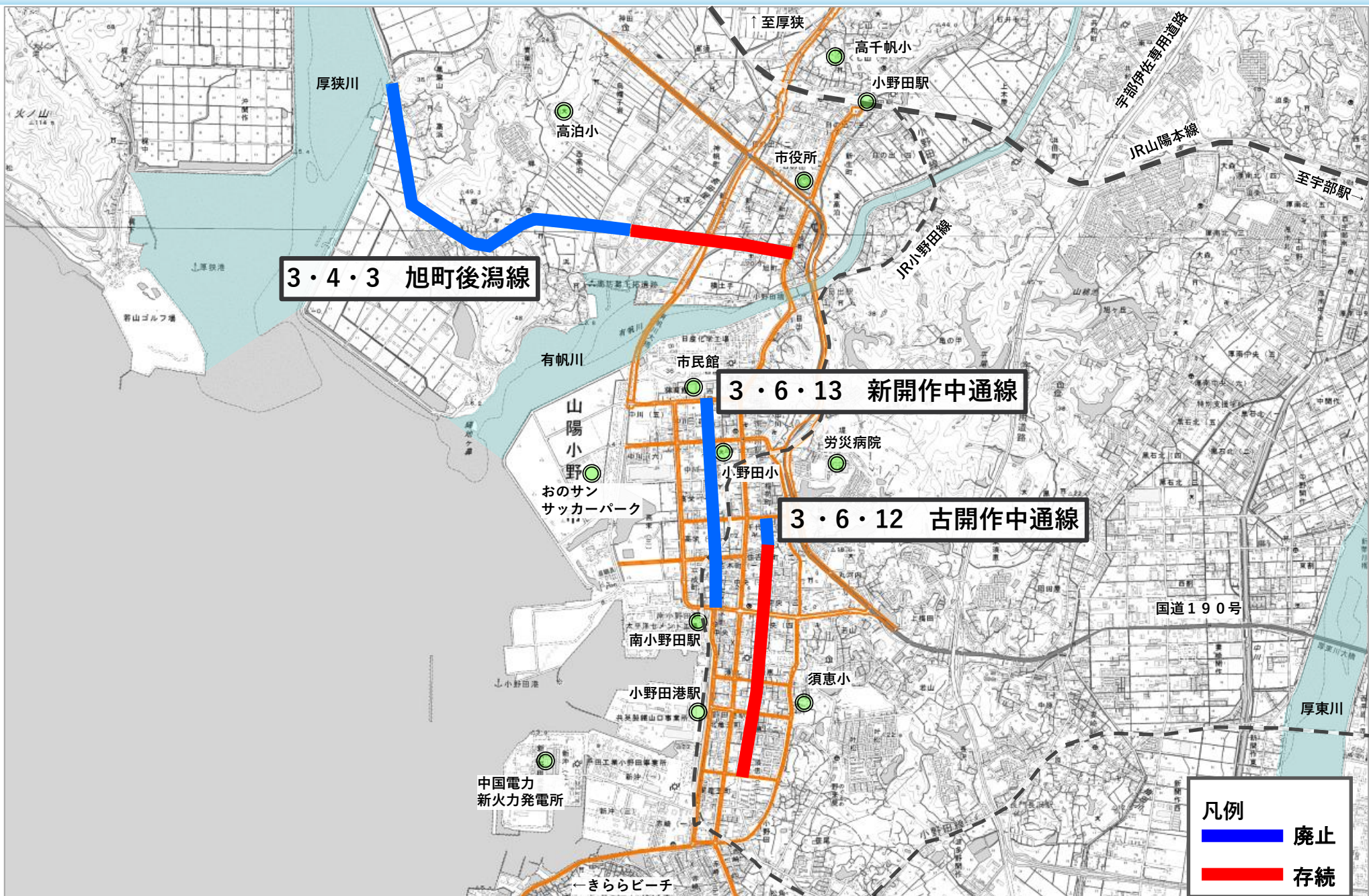
第1弾 (R7.7廃止)

第2弾 (今回)

見直し方針
 赤線 存続
 紫線 変更
 青線 廃止

第二弾以降も、関係機関と調整しながら、随時見直しを実施していく。

3. 今回の変更 (廃止) 予定路線について



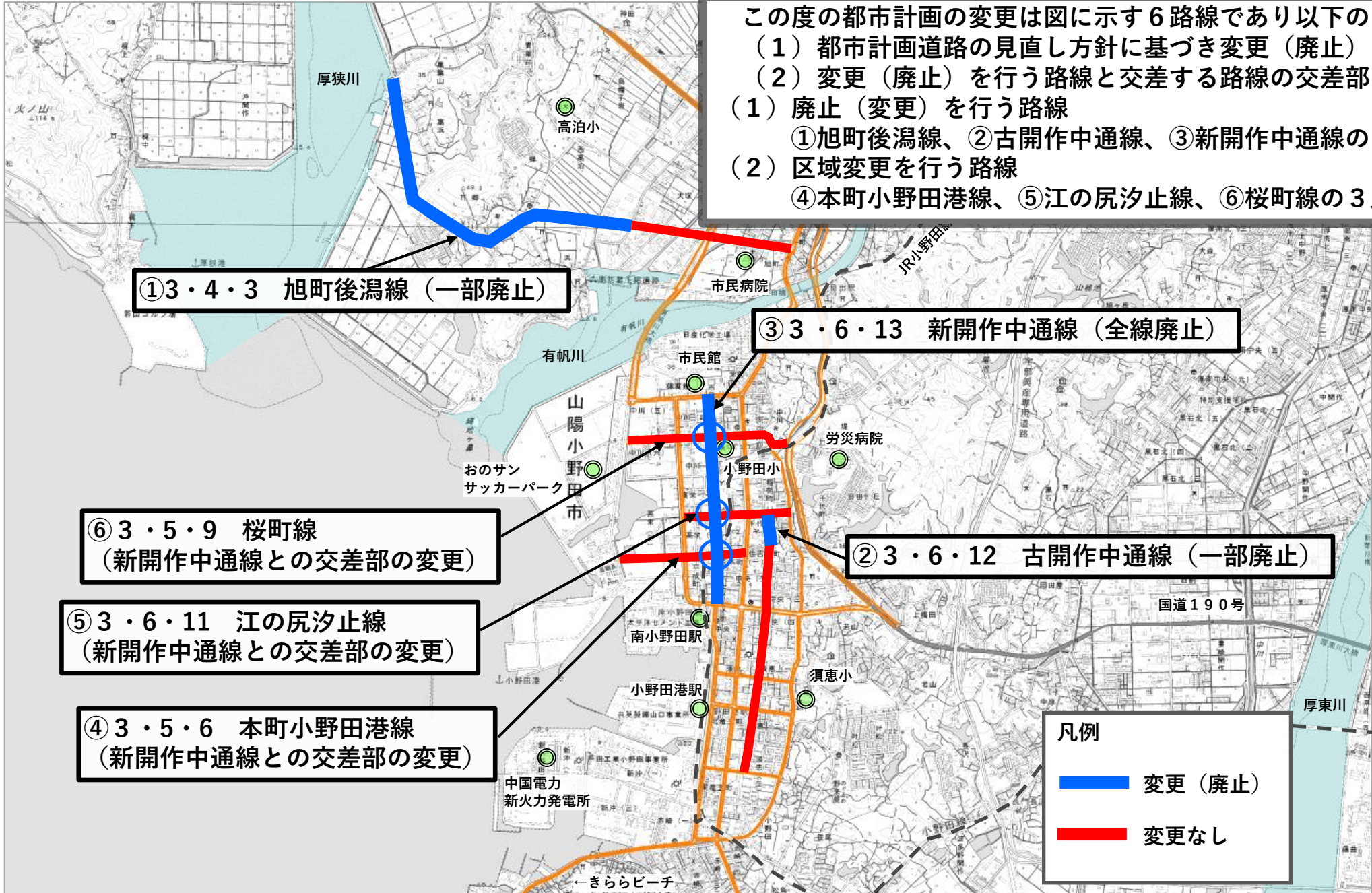
4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について（再掲）

この度の都市計画の変更は図に示す6路線であり以下の2つに分類される。

- (1) 都市計画道路の見直し方針に基づき変更（廃止）を行う路線（3路線）
- (2) 変更（廃止）を行う路線と交差する路線の交差部の区域変更（3路線）

- (1) 廃止（変更）を行う路線
 - ①旭町後潟線、②古開作中通線、③新開作中通線の3路線
- (2) 区域変更を行う路線
 - ④本町小野田港線、⑤江の尻汐止線、⑥桜町線の3路線



① 3・4・3 旭町後潟線（一部廃止）

③ 3・6・13 新開作中通線（全線廃止）

⑥ 3・5・9 桜町線
（新開作中通線との交差部の変更）

② 3・6・12 古開作中通線（一部廃止）

⑤ 3・6・11 江の尻汐止線
（新開作中通線との交差部の変更）

④ 3・5・6 本町小野田港線
（新開作中通線との交差部の変更）

凡例

- 変更（廃止）
- 変更なし

4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

① 3・4・3 旭町後潟線



●変更（廃止）理由

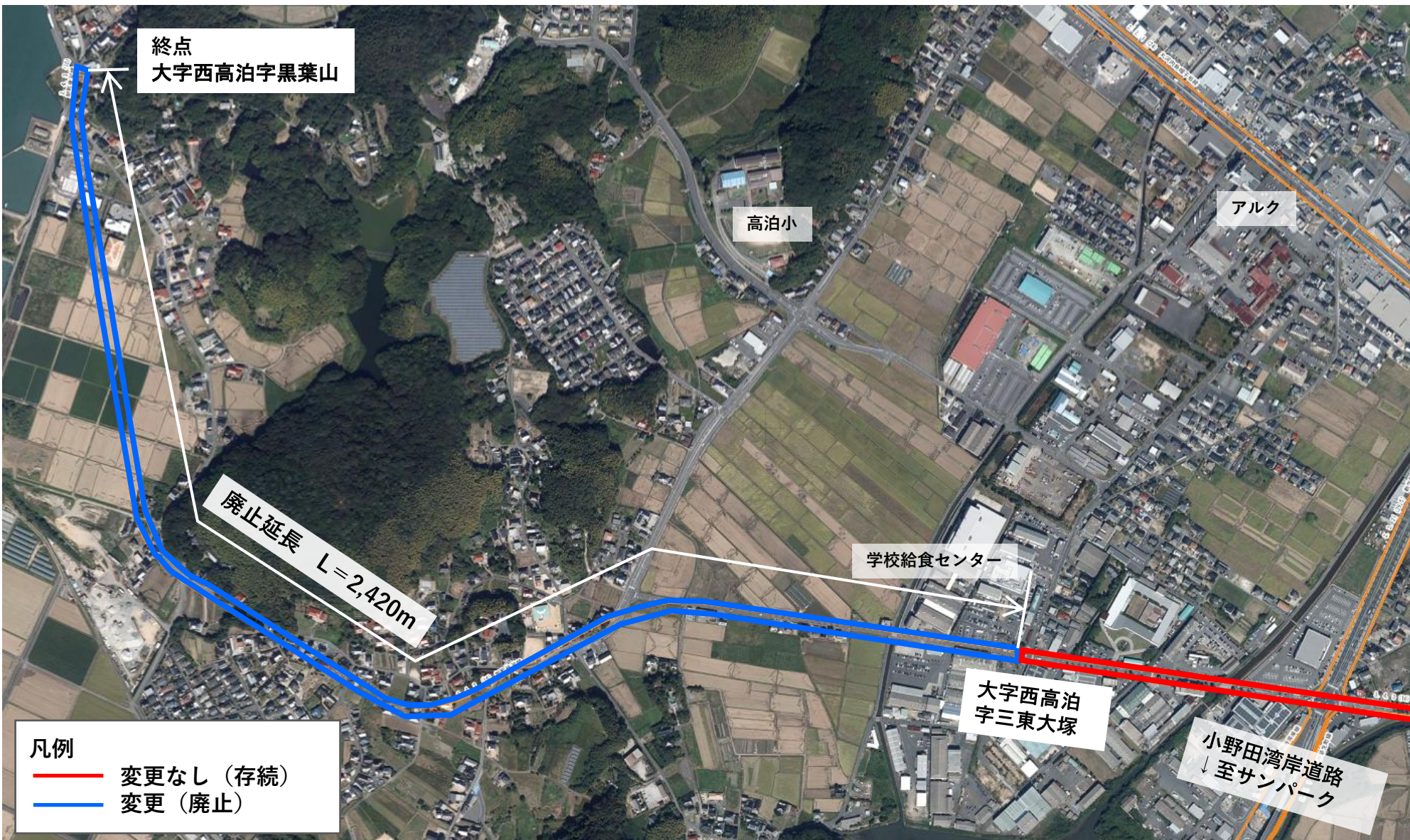
本路線は、山陽小野田市大字東高泊字式ノ小洲賀から山陽小野田市大字西高泊字黒葉山に至る幹線街路として、**昭和40年に都市計画決定**されている。

しかしながら、本路線は、都市計画決定から60年近くが経過しているにも関わらず一部区間が未整備となっており、大字西高泊字三東大塚から終点までの区間は、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、**交通機能を担う道路として本区間を整備する必要性は低下**。

このため、**道路計画の見直しを行い、大字西高泊字三東大塚から終点までの区間を廃止し、終点を変更する**ものである。

4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

① 3・4・3 旭町後潟線（廃止区間）拡大図



4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

② 3・6・12 古開作中通線



● **変更（廃止）理由**

本路線は、山陽小野田市千代町一丁目から山陽小野田市北竜王町に至る幹線街路として、**昭和14年に都市計画決定**されている。

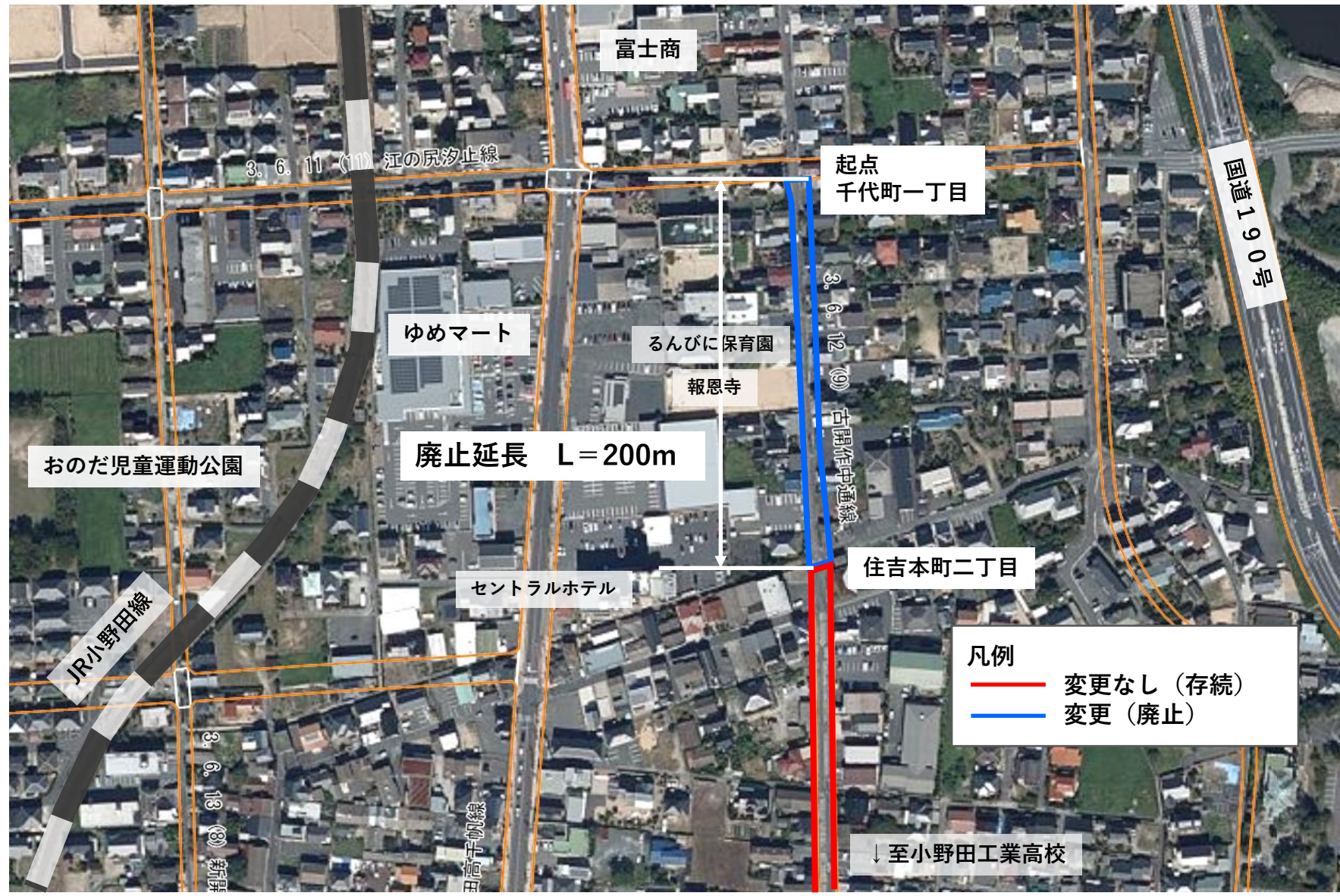
しかしながら、本路線は、都市計画決定から80年以上が経過しているにもかかわらず一部区間が未整備となっており、起点（千代町一丁目）から住吉本町二丁目までの区間は、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、**交通機能を担う道路として本区間を整備する必要性は低下**。

このため、**道路計画の見直しを行い、起点から住吉本町二丁目までの区間を廃止し、起点を変更するものである**。

併せて、**道路の構造形式や車線数等について記載**するものである。

4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

② 3・6・12 古開作中通線（廃止区間）拡大図



4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

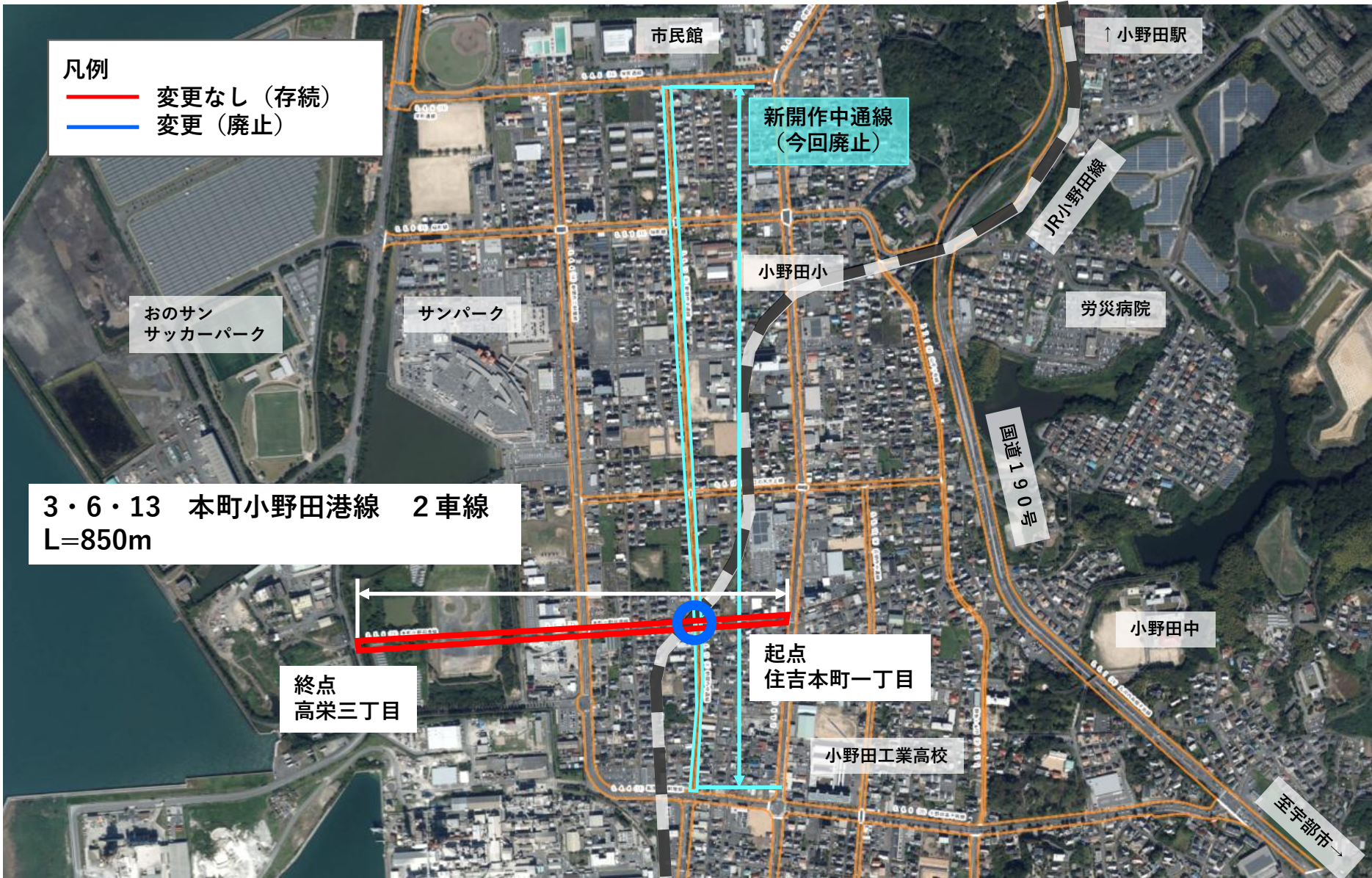
③ 3・6・13 新開作中通線（廃止区間）



● **変更（廃止）理由**
本路線は、山陽小野田市平成町から山陽小野田市中川四丁目に至る幹線街路として、**昭和14年に都市計画決定**されている。
しかしながら、本路線は、都市計画決定から80年以上が経過しているにも関わらず未整備となっており、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、都市計画道路としての将来交通需要が見込めないことから、**交通機能を担う道路として本区間を整備する必要性は低下**。
このため、**道路計画の見直しを行い、本路線を廃止**するものである。

4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

④ 3・5・6 本町小野田港線



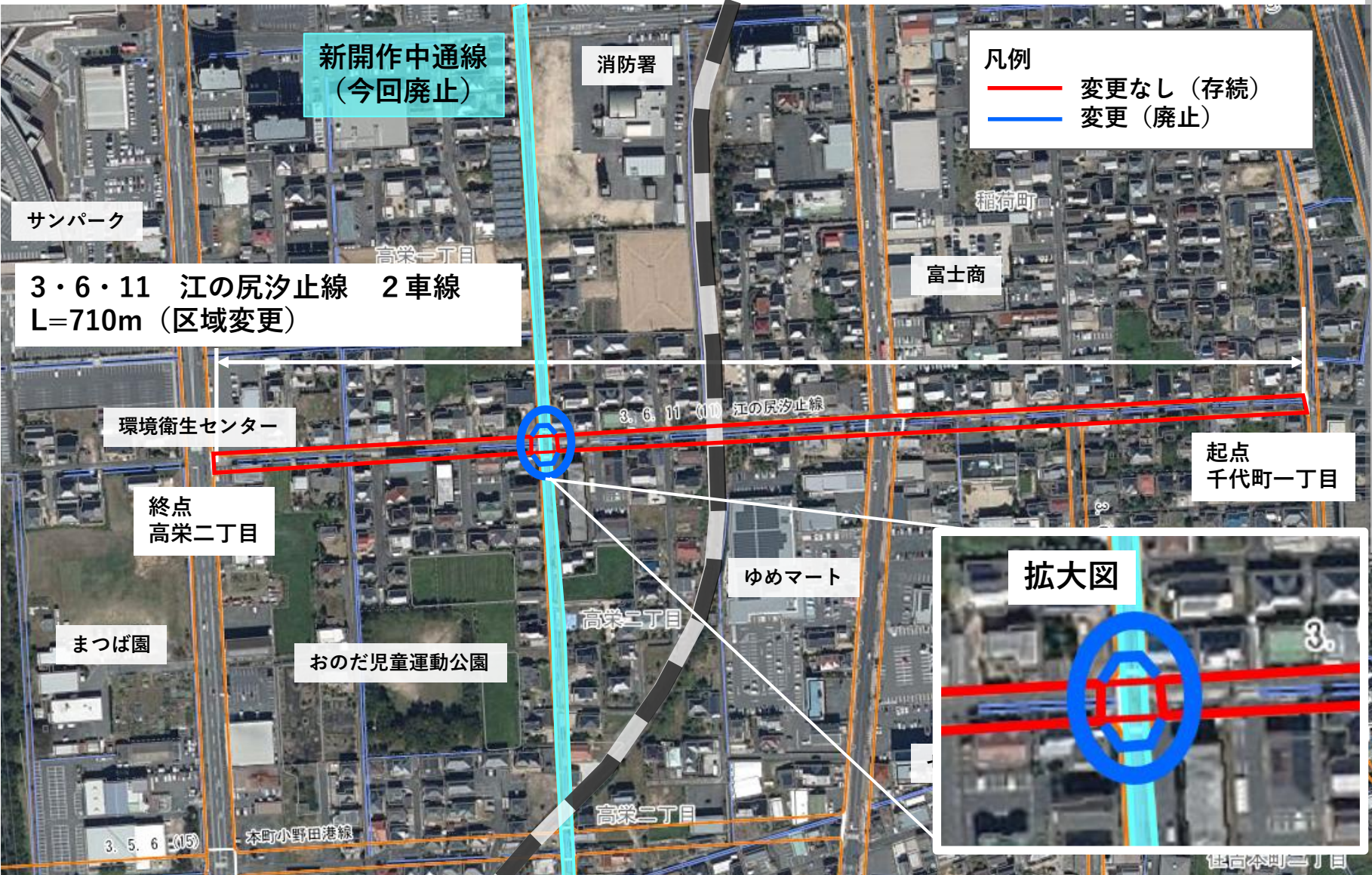
4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

⑤ 3・6・11 江の尻汐止線



4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

⑤ 3・6・11 江の尻汐止線（変更区間）拡大図



●変更（廃止）理由

本路線は、山陽小野田市千代町一丁目から山陽小野田高栄二丁目に至る幹線街路として、**昭和14年に都市計画決定**されている。

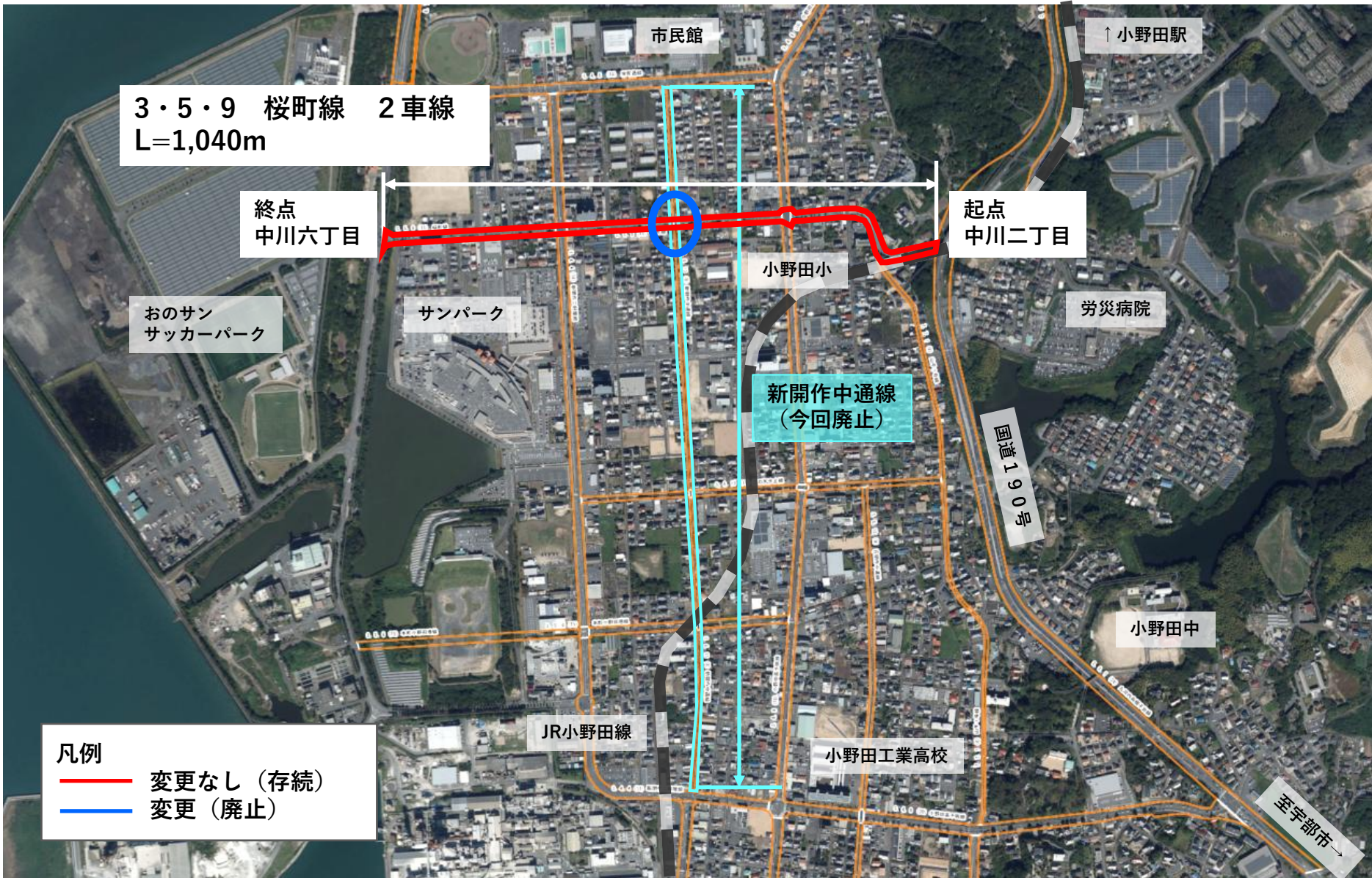
このたび、**新開作中通線の廃止に伴い、交差箇所の隅切りの処理（区域変更）を行う必要**が生じた。

このため、**道路計画の見直しを行い、平面交差1箇所の構造を変更**するものである。

併せて、**道路の構造形式や車線数等について記載**する。

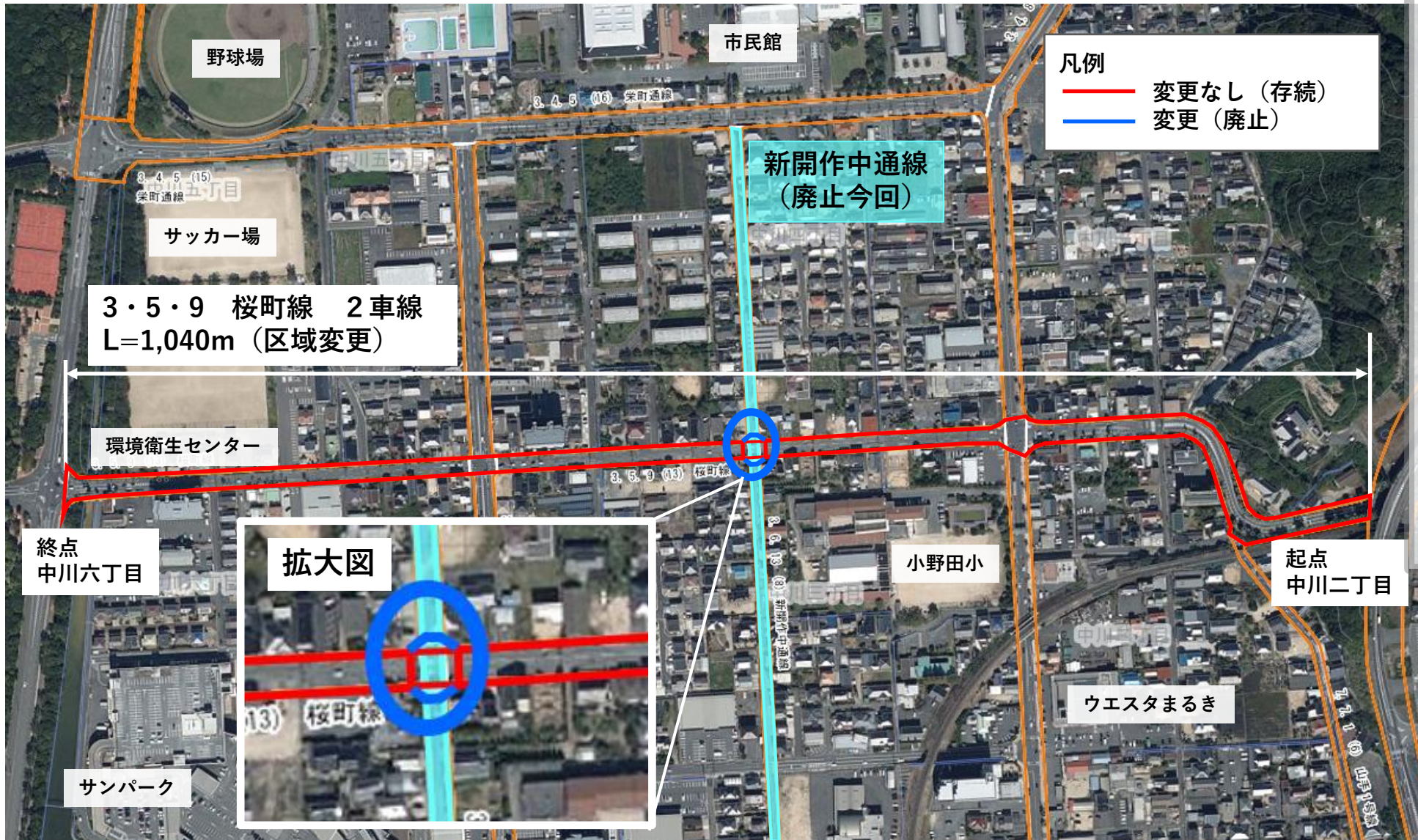
4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

⑥ 3・5・9 桜町線



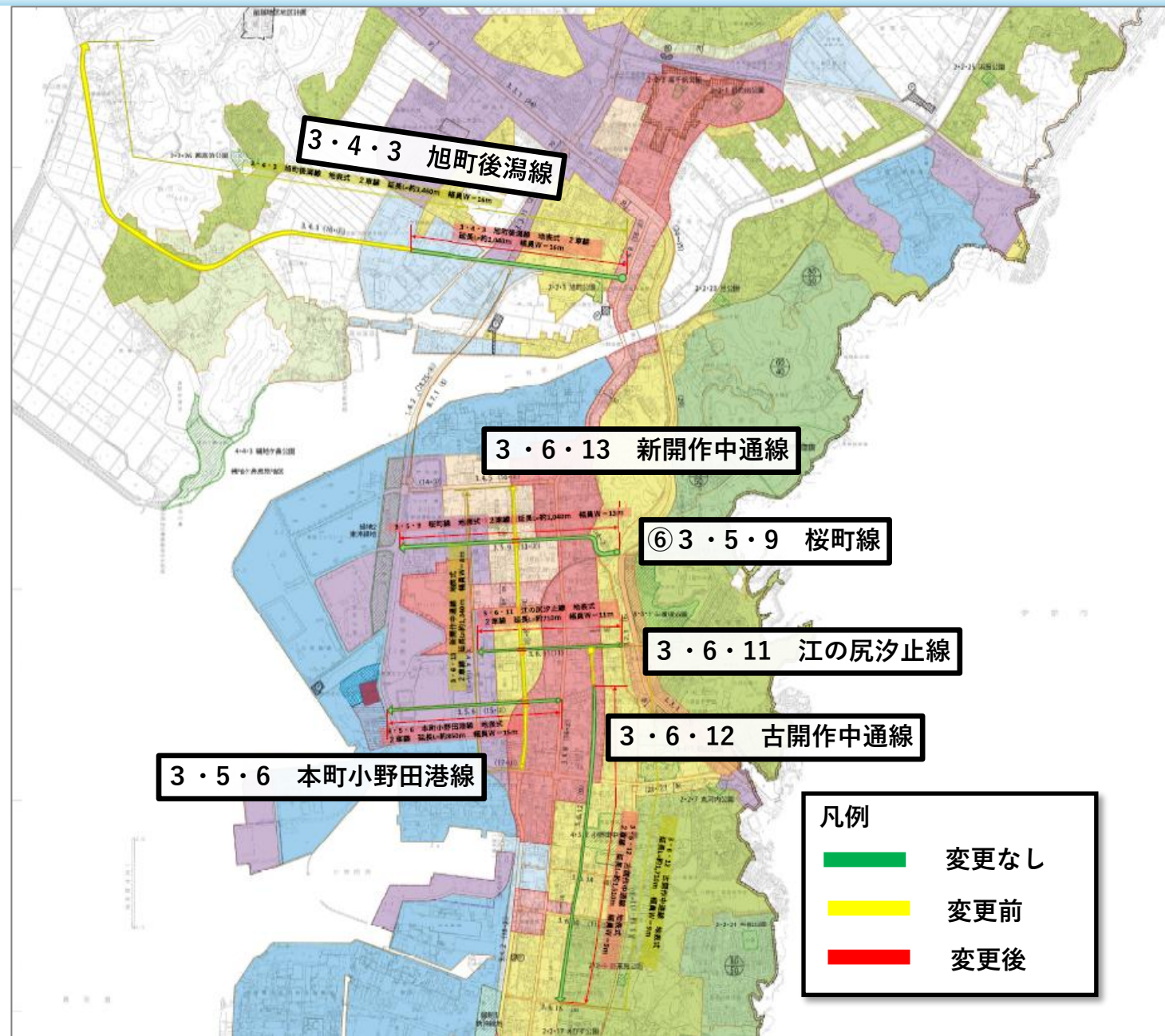
4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について

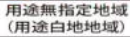
⑥ 3・5・9 桜町線（変更区間） 拡大図



●変更（廃止）理由
本路線は、山陽小野田市中川二丁目から山陽小野田中川六丁目に至る幹線街路であり、**昭和14年に都市計画決定**されている。
このたび、**新開作中通線の廃止に伴い、交差箇所の隅切りの処理(区域変更)を行う必要**が生じた。
このため、**道路計画の見直しを行い、平面交差1箇所の構造を変更**するものである。

4. 変更（廃止）に伴う都市計画の変更について（都市計画法定図書）



凡		例	
→←→←→←	行政区域界		風致地区
—	都市計画区域界		臨港地区
	第一種低層住居専用地域		都市計画道路
	第一種中高層住居専用地域		駐車場(自転車駐車場)
	第二種中高層住居専用地域		公園・緑地
	第一種住居地域		墓園
	第二種住居地域		ポンプ場
	準住居地域		下水処理場
	近隣商業地域		ごみ処理場
	商業地域		汚物処理場
	準工業地域		市場
	工業地域		土地区画整理事業
	工業専用地域		地区計画
	上段 容積率 下段 建ぺい率		火葬場
	防火地域		特別工業地区
	準防火地域		特定用途制限地域

5. 今後のスケジュールについて

5 都市計画の変更に向けた今後のスケジュールについて

- 変更（廃止）路線の説明会・意見交換会 R7.11.17（月）
Aスクエア 参加者：2名
- 県との事前協議 R7.11.27（木）異存なしの回答
- 素案の縦覧 R7.12.1（月）から R7.12.26（金）まで
説明会：R7.12.12（金） Aスクエア 参加者なし
- 公聴会 R7.12.25（木）公述申出がなかったため、非開催
- 都市計画の案の縦覧 R8.1.5（月）から R8.1.19（月）
- 都市計画審議会 R8.2.19（木）厚狭地域交流センター（今回）
- 県との協議 R8.2月下旬（予定）
- 都市計画変更 告示 R8.3中旬（予定）

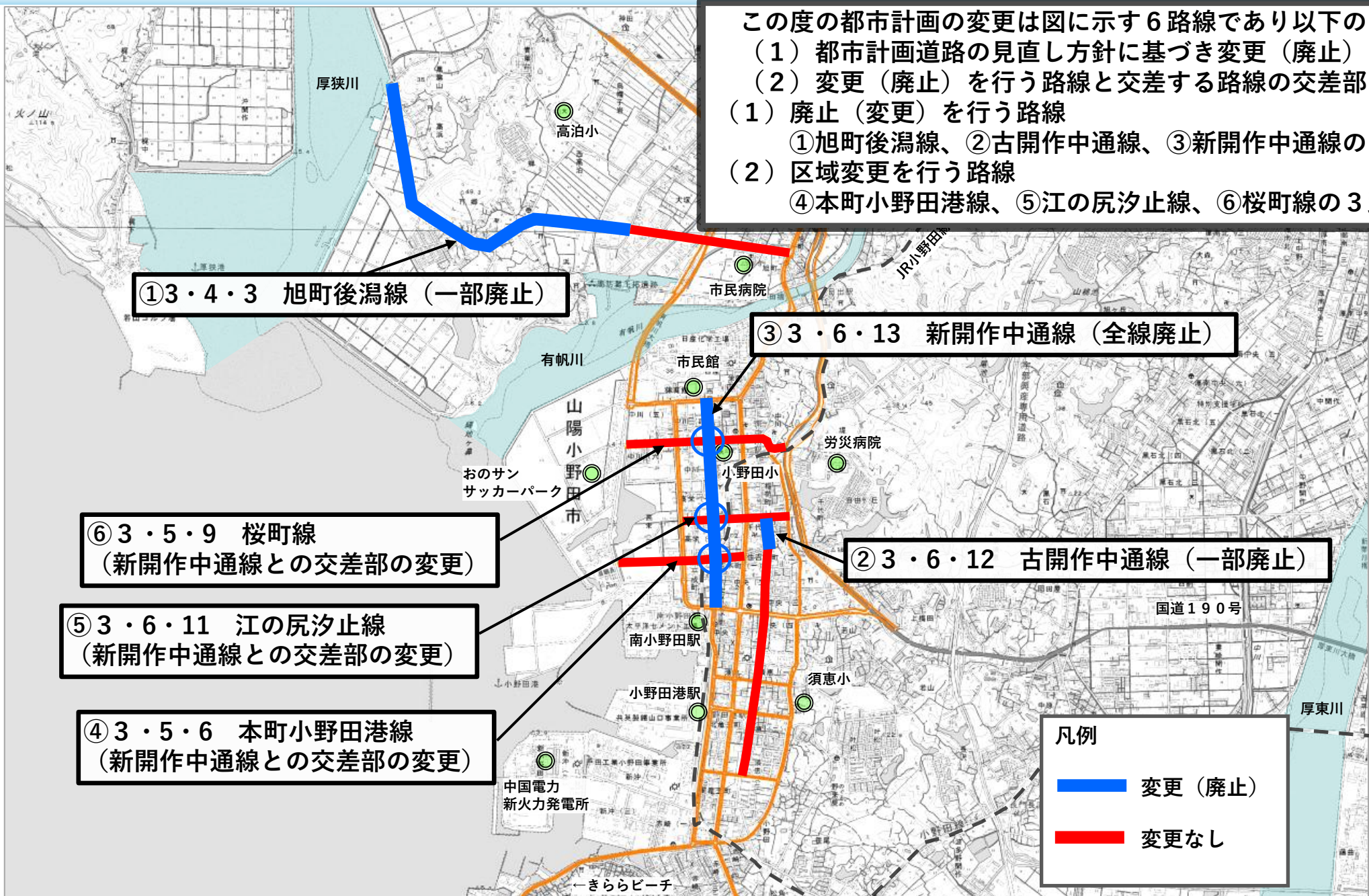
○今回の都市計画の変更（概要）

この度の都市計画の変更は図に示す6路線であり以下の2つに分類される。

- (1) 都市計画道路の見直し方針に基づき変更（廃止）を行う路線（3路線）
- (2) 変更（廃止）を行う路線と交差する路線の交差部の区域変更（3路線）

(1) 廃止（変更）を行う路線
①旭町後潟線、②古開作中通線、③新開作中通線の3路線

(2) 区域変更を行う路線
④本町小野田港線、⑤江の尻汐止線、⑥桜町線の3路線



① 3・4・3 旭町後潟線（一部廃止）

③ 3・6・13 新開作中通線（全線廃止）

⑥ 3・5・9 桜町線
（新開作中通線との交差部の変更）

② 3・6・12 古開作中通線（一部廃止）

⑤ 3・6・11 江の尻汐止線
（新開作中通線との交差部の変更）

④ 3・5・6 本町小野田港線
（新開作中通線との交差部の変更）

凡例

- 変更（廃止）
- 変更なし

見直しの背景

都市計画道路は、都市活動を支える最も身近な公共空間であり、多様な機能を有する根幹的施設として、都市の将来像を踏まえ都市全体のネットワークの将来の姿として定められ、その時々でのニーズに応じ見直しが行われながら、その実現に向けて鋭意整備が続けられている。しかしながら、その中には計画決定から30年以上を経過した路線も多く存在している。

都市計画道路は整備を前提に計画決定されるものであり、都市計画道路の区域内には建築制限が課せられていることから、民間開発への障害となることや、都市計画についての信頼性を低下させるなど多くの問題が指摘されている。そのため、平成18年3月に山口県にて策定された「都市計画道路の見直し基本方針」を基に、都市計画道路の整備の必要性等について見直しを検討し、「山陽小野田市都市計画道路見直し方針」を定めるものである。

都市計画道路の現状と整備状況

山陽小野田市は45路線、総延長97,430mの都市計画道路を有している。令和6年4月時点における都市計画道路の整備状況は、改良済延長38,400m、未整備延長59,030mである。未整備路線が28路線確認された。

見直しの必要性

・社会経済情勢の変化への対応

都市計画道路の多くは、戦後から高度経済成長期において、人口増加による市街地の拡大、交通量の増大を前提として計画されてきている。将来の人口減少は、将来の交通需要に対しても大きな減少要因になり、市街地の拡大も収束方向に向いていると考えられ、今後の社会経済情勢の変化に対応しつつ見直しを行うことが必要である。

・長期未整備路線による制限の解除

都市計画道路には未整備となっている路線（区間）には、計画の決定以降長期間にわたり、建築等への制限がかかっている状態となっている。計画の見直しを行い、必要性が低く整備の実現性が低い路線については、計画を変更・廃止するなど、地権者への制限をできるだけ早く解除することが必要である。

・整備の実現性・優先性の検証

近年の公共投資の抑制傾向を踏まえると、計画された都市計画道路すべてを当初の計画通りに整備することは現実的ではないと考えられる。限られた投資額の中で、整備の「選択と集中」を行っていくためにも、現時点からの将来を見据えて、本当に必要となる、実現性の高い路線や構造について検証する必要がある。

・整備計画・整備方針の可視化

都市計画道路を含む、山陽小野田市の都市計画の内容については、市民に広く周知されているとは言えない状況にある。都市計画道路の見直しを行って、その結果を公表することにより、山陽小野田市内における今後のまちづくりを含めた都市基盤の整備計画や整備方針について、市民に対して明確に示すことが必要である。

見直しの基本的な考え方

・上位計画・関連計画との整合

上位計画・関連計画で示される将来都市像、都市構造や都市施設の整備方針等を踏まえた上で、都市計画道路の必要性について検証する。

・都市計画道路の見直し基本方針（山口県）との関連

山口県の見直し基本方針を踏まえた上で、見直しの対象となる各都市計画道路について、その必要性を検討し、見直しの理由を明確にしたうえで進める。

・住民への情報提供と合意形成

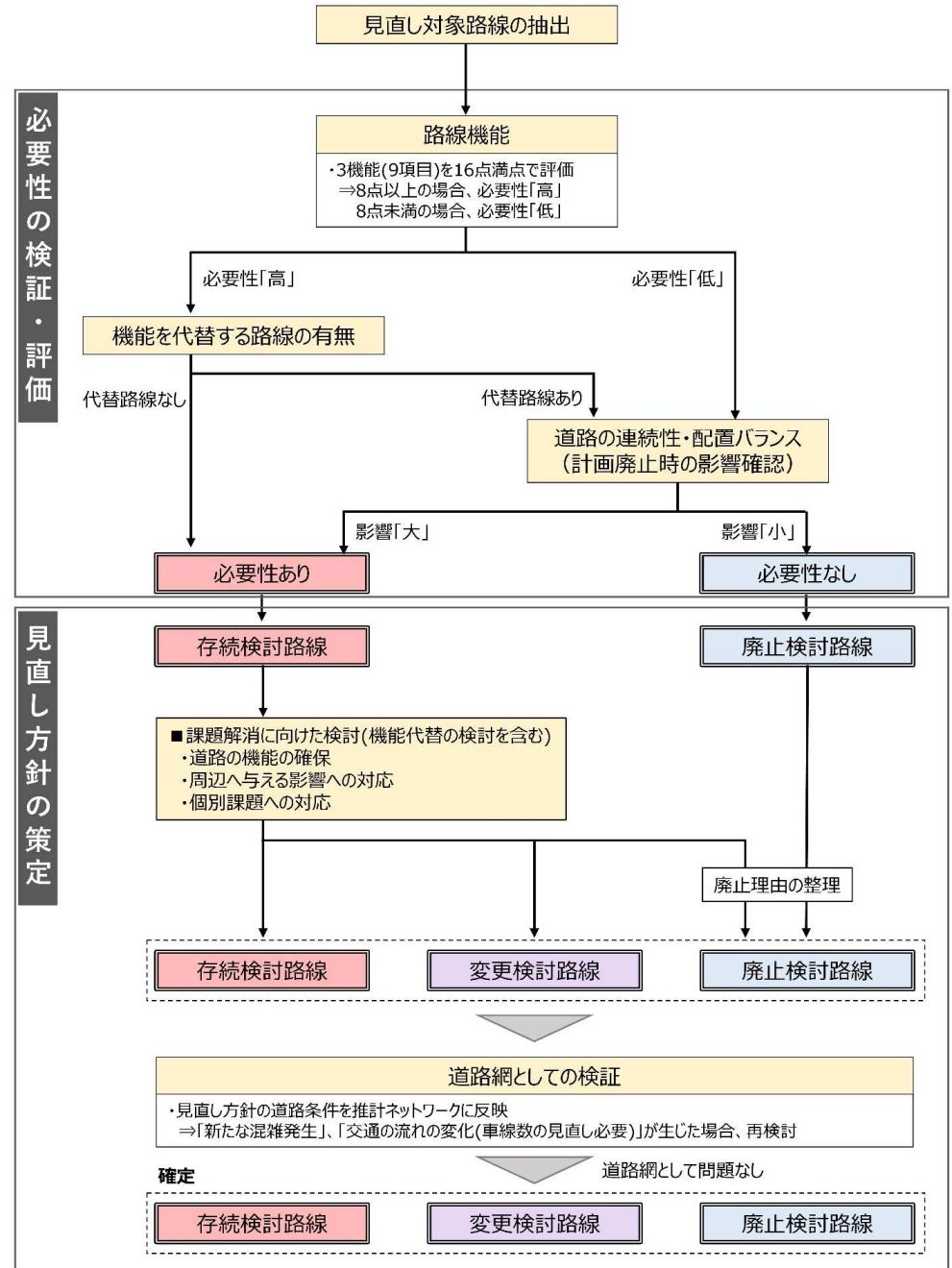
都市計画道路は、都市の根幹的施設であり、住民や地域のまちづくりへ与える影響が大きい都市施設であることから、その見直しにあたっては、道路の必要性や見直しの理由について住民へ十分な情報提供を行い、合意形成に努め、都市計画の変更に向けた手続きを進める。

・見直しの実施主体

都市計画道路は、各路線単体ではなくネットワークとして機能を発揮するものであるため、見直しにあたっては、道路網全体での検証が必要になるとともに、整備の見通しや考え方を踏まえて行う必要がある。このため、本市が主体となって見直しに取り組むが、各道路管理者、関連事業者との連携・調整を図りながら見直しを実施する。

見直し実施フロー

山陽小野田市の都市計画道路の見直し方針については、山口県が策定した「都市計画道路の見直し基本方針」の見直しフローを基に実施する。



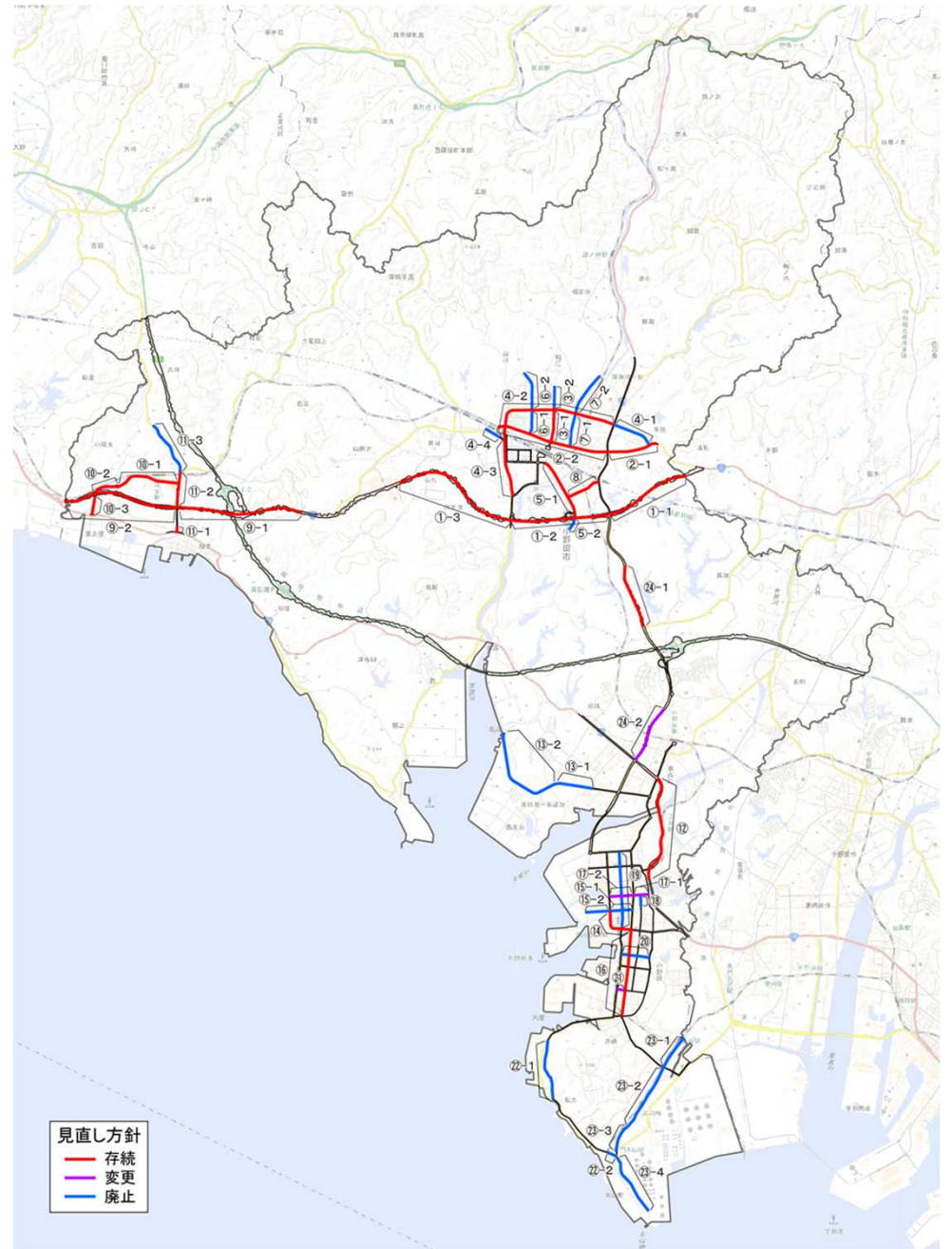
見直し方針の策定

見直し対象の24路線47区間（43.71km）について、見直し検討フローに基づく評価・検証を実施したところ、「存続」が21区間（26.72km）、「変更」が4区間（1.85km）、「廃止」が22区間（15.14km）となった。

見直し方針

路線番号	路線名称			検討区間番号	計画延長(m)	計画幅員(m)	計画車線数	現道の有無	整備状況	見直し方針
	区分	規模	番号							
3	3	22	逢坂大道畑線	①-1	1,500	25	4	有	概成済	存続
				①-2	1,700	25	4	有	概成済	存続
				①-3	2,540	25	4	有	概成済	存続
3	4	23	西見峠下村線	②-1	800	16	2	有	概成済	存続
				②-2	1,810	18	2	有	概成済	存続
3	4	24	中央通線	③-1	620	16	2	有(一部)	概成未済	存続
				③-2	410	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	25	峠山川線	④-1	740	16	2	無	概成未済	廃止
				④-2	2,310	16	2	有(一部)	概成未済	存続
				④-3	1,000	16	2	有	概成済	存続
				④-4	230	16	2	有	概成済	廃止
3	4	29	大知田野中線	⑤-1	990	16	2	無	概成未済	存続
				⑤-2	300	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	30	大沖田下野田線	⑥-1	390	16	2	無	概成未済	廃止
				⑥-2	650	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	31	上河原印行線	⑦-1	630	16	2	無	概成未済	廃止
				⑦-2	800	16	2	有(一部)	概成未済	廃止
3	4	32	殿町野中線	⑧	620	16	2	無	概成未済	存続
3	3	33	大道畑西系根線	⑨-1	2,200	25	4	有	概成済	存続
				⑨-2	2,090	25	4	有	概成済	存続
3	4	34	沖代西系根線	⑩-1	1,480	17	2	無	概成未済	存続
				⑩-2	430	17	2	有	概成済	存続
				⑩-3	340	17	2	無	概成未済	存続
3	4	36	大久保吉田地線	⑪-1	120	17	2	有	概成未済	存続
				⑪-2	630	17	2	有	概成未済	存続
				⑪-3	850	17	2	有	概成未済	廃止
3	3	1	丸河内烏帽子岩線	⑫	2,050	24	4	有	概成済	存続
3	4	3	旭町後湯線	⑬-1	570	16	2	有	概成済	廃止
				⑬-2	1,870	16	2	無	概成未済	廃止
3	4	4	新開作二軒屋線	⑭	590	16	2	有	概成済	存続
3	5	6	本町小野田港線	⑮-1	410	15	2	有	概成未済	廃止
				⑮-2	440	15	2	無	概成未済	廃止
3	5	7	小野田須恵線	⑯	1,800	15	2	有	概成済	存続
3	6	11	江の尻汐止線	⑰-1	290	11	2	有	概成未済	変更
				⑰-2	420	11	2	有	概成未済	変更
3	6	12	古開作中通線	⑱	220	9	2	有	概成未済	廃止
3	6	13	新開作中通線	⑲	1,340	8	2	有(一部)	概成未済	廃止
3	6	14	若山通線	⑳	500	8	2	有	概成未済	廃止
3	6	15	野来見線	㉑	130	8	2	無	概成未済	変更
3	6	16	竜王山西線	㉒-1	1,010	8	2	有	概成済	廃止
				㉒-2	190	8	2	有	概成済	廃止
3	6	17	本山線	㉓-1	650	11	2	有	概成未済	廃止
				㉓-2	1,470	8	2	有	概成未済	廃止
				㉓-3	370	8	2	有	概成済	廃止
				㉓-4	1,100	8	2	有	概成未済	廃止
3	3	19	日の出千崎線	㉔-1	1,100	25	4	有	概成済	存続
				㉔-2	1,010	25	4	有	概成済	変更

見直し方針図



今後の進め方

都市計画道路の見直しに当たっては、見直し方針に関する情報提供を行うとともに、市民との合意形成に努めます。また、合意が得られた路線（区間）について、準備が整い次第、順次、都市計画法に基づく手続きを進めていきます。